

# 産業廃棄物処分業許可証

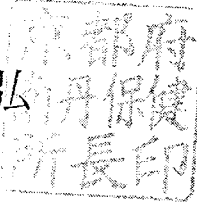
住所 京都府南丹市園部町木崎町土手下17番地1

氏名 株式会社山陰土建  
代表取締役 前田 正和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府南丹保健所長

廣畑 弘



許可の年月日 平成27年3月10日

許可の有効年月日 平成32年3月9日

1. 事業の範囲

<中間処理業（破碎）>

- ① 廃プラスチック類
- ② 紙くず
- ③ 木くず
- ④ 繊維くず
- ⑤ ゴムくず
- ⑥ 金属くず
- ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑧ がれき類

以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	がれき類の破碎施設	破碎施設（剪断式破碎机）
設置場所	京都府南丹市園部町埴生屋本4番1ほか4筆	
設置年月日	平成7年2月28日	平成14年11月1日
処理能力	320 t/日（8時間）	(廃プラスチック類) 2.913 t/日（8時間） (木くず) 4.577 t/日（8時間）
許可年月日	平成13年2月1日 (平成12年11月29日付政令第493号におけるみなし許可施設)	
許可番号		

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成7年3月10日：当初許可
- 平成12年3月10日：更新許可
- 平成14年11月27日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の変更：①②③④⑤⑥⑦の追加、⑧の限定解除）
- 平成17年5月11日：更新許可
- 平成22年3月10日：更新許可
- 平成27年3月10日：更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無